

ダイヤビックひばり会会員の活動費及び交通費の支給規定

第 1 条 この規定はひばり会役員及び役員以外の会員が、ひばり会としての活動に参加した場合の活動費、及び交通費を支給する場合の基準を明らかにすることを目的とする。

(活動費)

第 2 条 ひばり会としての活動に参加した場合は、キュウだし等インストラクターとしての仕事、役員としての仕事、会の運営を手助けする仕事等、すべて 1 回 1000 円とする。

ただし、研修、教室における活動については、特に役員会で対象とした場合を除き、手当は支給しない。

(交通費)

第 3 条 会員は、ひばり会としての活動に参加するために、自宅から活動場所までの通常使用する交通機関・用具等の経費を、手当とともに請求し、支払いを受けることができる。

第 4 条 交通機関については切符代を基本とする。交通用具の場合は 1 回 400 円とする。

第 5 条 役員会等が午前に行われ、午後、同じ会場の敷地内で引き続き教室や研修が行われる場合、交通費は支給しない。

第 6 条 委託契約を受託して会員の派遣を行う場合、活動費及び交通費の支給は契約書に従う。

第 7 条 この規定の改定については、会員の半数の同意によるものとする。

附則 この規定は平成 30 年 4 月 1 日から施行する。